

ポーランド政治・経済・社会情勢

(2021年10月7日～2021年10月13日)

令和3年(2021年)10月15日

H E A D L I N E S	
<p>政治</p> <p>ポーランド憲法のEU法に対する優位性に関する憲法法廷の判決 「新左派」党大会の実施 ポーランド憲法のEU法に対する優位性に関する憲法法廷の判決に対するデモ活動 カチンスキ副首相の辞任報道 ドゥダ大統領のキプロス訪問 要人輸送機の納入 ポーランド空軍機による米軍爆撃機護衛 キルギスへのワクチン供与 ブワシュチャク国防大臣の「V4+エジプト」外相会合出席 モラヴィエツキ首相の「V4+エジプト」首脳会合出席 ルッテ・オランダ首相による国家復興計画に関する発言 フォン・デア・ライエン欧州委員長によるEU法の優位性に関する憲法法廷判決に対する発言 駐ポーランド・ベラルーシ臨時代理大使の外務省召喚</p>	お問い合わせ先 大使館領事部 電話 22 696 5005 FAX 5006 各種証明書、在外投票、旅券、戸籍・国籍関係の届出についてもどうぞ。 お願い 3か月以上滞在される場合、在留届を大使館に提出してください。大規模な事故・災害等が発生した場合、所在確認・救援の根拠となります。
<p>治安等</p> <p>ベラルーシからの不法移民に関連する動向 公安庁がベラルーシ情報機関協力者を拘束</p>	
<p>経済</p> <p>財務省による「パンダ債」の発行 憲法法廷判決に関する格付け機関の指摘 ポーランド中央銀行による経済見通し 国際通貨基金による経済見通し 電力の純輸出国としてのポーランド 鉄道ルート設計に対する CPK 社との契約 サムスン、ポーランドで大型投資を検討 中国系企業による物流ハブの開設 世界第4位のチョコレート輸出国 欧州委員会、ポーランドに対し、トウルフ炭鉱に関する罰金の支払いを請求 EDF(仏)ポーランドにおける原子力発電所建設に関する提案を提出 エネルギー価格の高騰が企業を直撃</p>	
<p>大使館からのお知らせ</p> <p>長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意 欧州でのテロ等に対する注意喚起 「たびレジ」への登録のお願い 新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起 マイナンバーカード取得のお願い 年金受給者の現況届提出について 特例郵便等投票について 第49回衆議院議員総選挙における在外投票の実施について 大使館広報文化センター開館時間 文化行事・大使館関連行事</p>	
<p>在ポーランド日本国大使館 ul. Szwoleżerów 8、00-464 Warszawa Tel:+48 22 696 5000 http://www.pl.emb-japan.go.jp</p>	

政 治

内 政

ポーランド憲法のEU法に対する優位性に関する憲法法廷の判決【7日】

7日、憲法法廷は、EU法の一部の規定がポーランド憲法に反するという判決を下した。

モラヴィエツキ首相は、フェイスブックの投稿で、憲法法廷の判決によって、憲法が他の法源に優位するということが確認されたと述べ、近年、他のEU加盟国における憲法裁判所の判決によっても、同じことが確認されている旨指摘した。また、同首相は、ポーランドの居場所は、これまでも、そしてこれからも、欧州の国家連合体にあると強調した。

カチンスキ「法と正義」(PiS)党首は、憲法が優位することは明らかであり、ポーランドで拘束力を有する全てのEU法は憲法と合致していなければならないと述べ、EUに例え一部であっても委託することに同意していない分野においては、国内法だけが拘束力を持ち、EUは当該分野と何の関係もなく、干渉する権利を有しないと付言した。

ミュレル政府報道官は、同判決が国内法を変更する効力があるか否か問われ、同判決は、司法や公的機関を拘束する解釈であり、EUが条約によって権限を与えられている競争ルールや貿易、消費者保護、物流といった分野には何ら影響しないと答えた。

外務省は、「憲法第9条に基づき、ポーランドは自国を拘束する国際法を遵守する。これは、EU法から直接的・間接的に生じる全ての義務が有効であり、ポーランドはこれを遵守することを意味する。10月7日の憲法法廷の判決で言及されたEU条約の条項は引き続き有効である。唯一許容し得ないことは、憲法に違反するようなEU法の解釈や適用である」旨の声明を発出した。

同判決は、本年3月29日にモラヴィエツキ首相が憲法法廷にポーランド憲法とEU法が衝突した場合の優位性に関する判断を要請したことに対する回答である。憲法法廷は、憲法のEU法に対する優位性について、7月13日、8月31日、9月22日及び30日と判決の言い渡しを繰り返し延期していたが、今般、最終的な判断を示した。

12日、同判決は官報に掲載され、発効した。

「新左派」党大会の実施【9日】

9日、「民主左翼連合」(SLD)及び「春」が合併し、政党「新左派」が誕生した。同日に実施された党大会で、チャジャスティSLD党首及びビエドロン「春」党

首が、「新左派」共同代表に選出された。同党は、ポーランドに害をなくすために活動し、ポーランドをEU離脱に導く「法と正義」(PiS)との協力に同意しないことを確認し、現在の野党と協力し、権力を分け合うことができると強調した。

ポーランド憲法のEU法に対する優位性に関する憲法法廷の判決に対するデモ活動【10日】

10日、7日のポーランド憲法のEU法に対する優位性に関する憲法法廷の判決に関し、トゥスク「市民プラットフォーム」(PO)党首代行がデモを呼び掛けたことに応じる形で、ポーランド全土の主要都市で同判決に対し、「我々はEUにとどまる」というスローガンを掲げたデモ活動が実施された。ワルシャワ市当局の発表によれば、約8~10万人がワルシャワで実施されたデモに集まったとされるが、警察は、約2万5千人であったと推計している。

トゥスクPO党首代行は、ワルシャワで実施されたデモの場で、「このような重大なターニング・ポイントにおいて、偽りの憲法法廷による決定、つまり政権与党が遠回しに言うことも何か隠すこともせずにはポーランドのEU離脱を決めたことに対し、警鐘を鳴らす義務があると感じた。大統領の命令によって裁判官のローブを身につけたコスプレ集団である偽りの憲法法廷が、ポーランド憲法に反して我々の祖国をEUから離脱させることを決定した。」と述べた。同党首代行の他、グロツキ上院議長、ビエドロン「左派」共同代表、ホウォヴニャ「ポーランド2050」代表等がデモで登壇した。

カチンスキ副首相の辞任報道【13日】

13日、ポーランド国営通信社PAPは、カチンスキ副首相兼「法と正義」(PiS)党首が、2022年始めに副首相を辞任する意向を固めたと報じた。PAPの情報筋によれば、同党首は、党に対するコントロールを強化する必要性から、決定を下したと語ったという。また、PAPが取材したPiSの某議員は、同党首は、副首相の職務のために、党本部に週1回のみ現れるが、これでは不十分だと指摘している。同党首は、9月にPAPが実施したインタビューに対し、国防関連法案の策定のために今年は政府にとどまり、同法案が採択される見通しが立った時に、党運営という本来の業務に戻るか否か検討すると語っていた。

外交・安全保障

ドゥダ大統領のキプロス訪問【7日】

7日、ドゥダ大統領夫妻は、キプロスを公式訪問し

た。同大統領は、アナスタシアディス・同国大統領と会談後、両国外務省間の政務協議に関する覚書、

サイバーセキュリティ分野における協力に関する覚書、教育・科学・文化・スポーツ・若者に関する協力プログラムに署名した。

本年は両国の外交関係樹立60周年であり、ドゥダ大統領は、キプロスを訪問した2人目のポーランド大統領となった。

要人輸送機の納入【7日】

7日、ポーランド軍により2017年に発注されていたボーイング737-800NGBBJ2要人輸送機がワルシャワ・ショパン空港に着陸した。この機体は、ボーイング737旅客機をベースにして、要人用の区画、防護装置及び通信装置等が追加され、要人輸送用に改修されている。近日中に同時に発注していたもう1機の機体も納入される予定である。

ポーランド空軍機による米軍爆撃機護衛【10日】

10日、ポーランド空軍のF-16戦闘機は、米空軍のB-1B爆撃機の飛行を護衛した。ブワシュチャク国防大臣は、この種の協力こそがNATOにおけるポーランドと米国の相互運用性の証拠であると評価した。

キルギスへのワクチン供与【11日】

11日、ポーランド政府は、キルギスに対して、55,200回分の新型コロナワクチンを供与した。キルギスは、中央アジアにおいてウズベキスタンに次いで二番目のポーランドからのワクチン受領国となった。ポーランド政府は、パンデミックに対する連帯の表明として、支援要請のあった国への国内余剰ワクチンの供与を進めている。

ブワシュチャク国防大臣の「V4+エジプト」外相会合出席【11日】

11日、ブワシュチャク国防大臣は、ブダペストで開催された「V4+エジプト」外相会合に出席した。外務省からはシンコフスキ・ヴェル・センク外務副大臣が出席した。同会合では、中東やアフリカ北東部、中欧や西バルカン諸国の状況や不法移民及びテロ対策が議題となった。また、EUとエジプトの協力関係についても言及され、エジプトへの開発援助やエネルギー協力の可能性についても議論された。

治 安 等

ベラルーシからの不法移民に関連する動向【7、12～14日】

7日、国家安全保障・防衛問題委員会が開催された。同委員会委員長を務めるカチンスキ副首相兼与党「法と正義(PiS)」党首は、記者会見において、ベラルーシとの国境に設置されたワイヤーやフェンスなどがベラルーシ側に切断されることがあったなどと指摘した上、より強固な堤防を当該国境に建設する

モラヴィエツキ首相の「V4+エジプト」首脳会合出席【12日】

12日、モラヴィエツキ首相は、ブダペストで行われた「V4+エジプト」首脳会合に出席した。エジプトからはエルシーシ大統領が出席した。同会合では、エジプトの経済発展に対するEUの支援、中東情勢、移民、テロ対策等について議論された。同首相は会談の中で、ポーランドが東地中海地域においてエジプトが果たす特別な役割に注目していることを強調した。

ルッテ・オランダ首相による国家復興計画に関する発言【13日】

13日、ルッテ・オランダ首相は、来週の欧州理事会において、ポーランドが提出した国家復興計画の承認を差し控えるよう欧州委に求める考えを明らかにした。オランダ議会は同旨の内容の決議を採択していた。同首相は、ポーランドの国家復興計画を承認しないよう欧州委員会に要請することは重要な優先事項であると述べた。国家復興計画は欧州復興基金の前提となる計画ものであり、欧州委によって承認される必要がある。

フォン・デア・ライエン欧州委員長によるEU法の優位性に関する憲法法廷判決に対する発言【13日】

13日、フォン・デア・ライエン欧州委員長は、EU法の優位性に対して疑義を呈したポーランドに対する欧州委の対応として、EU条約違反手続の開始、法の支配コンディショナリティの適用、EU条約第7条手続の再開があり得ると述べた。一方で、憲法法廷判決については現在精査中であると述べた。

駐ポーランド・ベラルーシ臨時代理大使の外務省召喚【14日】

14日、外務省は、駐ポーランド・ベラルーシ臨時代理大使を召喚し、悪化している国境の状況やベラルーシ当局の行動によって引き起こされた危険と脅威、ポーランドによる人道支援に対するベラルーシ当局の妨害について議論した。同臨時代理大使は8日にも外務省に召喚されていた。

ことが決定されたと明らかにした。

12日、国境警備隊は、当該国境における不法越境は、10月だけで既に約6,700件確認されており、本年初めから現時点までにおいては、約18,300件にのぼるとツイッターで明らかにした。

13日、内務・行政省は、当該国境に堤防を建設することにかかる法案を審議したと明らかにした。

14日、当地の情報機関を統轄する特務機関調整

担当大臣付のジャリン報道官は、当該国境に移民が増加している背景にロシアによる強力な支援があるなどと指摘した。同報道官は、本年9月にロシアの鉄道の時刻表が変更され、ベラルーシ西部に位置する都市への接続が新たに設置されたことや、ロシアからベラルーシに送られたと証言する移民がいたことなどを明らかにした。また、本件に対処するため、移民が来る可能性が高い国に所在する在外公館を通じて、大々的な広報活動を行うと述べた。

同日、上記法案が下院を通過した。

公安庁がベラルーシ情報機関協力者を拘束【10日】

当地の情報機関を統轄する特務機関調整担当大臣付のジャリン報道官は、公安庁(ABW)が10月10日、長年にわたりベラルーシ国家保安委員会(KDB)に協力していたとして、ポーランド人男性1名を拘束したと発表した。同人は1981年から1999年にかけて、ZOMO(旧共産主義時代の準警察組織)、MO(同時代における警察)及び警察で働いており、2001年に国境警備隊中佐で治安機関職員としての職務を終えていたという。同人は一時拘束中であり、最大で懲役15年に処せられる可能性がある。

経 済

経済政策

財務省による「パンダ債」の発行【11日～13日】

財務省は、中国人民幣建ての債権「パンダ債」を発行することを発表した。期間は3年で、起債額は30億人民幣、利率は3.2%となる。取引は10月15日に行われる予定である。同時に、ヘッジ・スワップ

取引も締結され、資金はユーロ建てに変換される。ユーロ建て変換後の収益性はマイナス0.104%となる。債権発行は中国工商銀行、J.P. Morgan AG、中国銀行、中国建設銀行のコンソーシアムによって管理される。

マクロ経済動向・統計

憲法法廷判決に関する格付け機関の指摘【8日】

格付け会社のムーディーズは、8日に発表した報告において、憲法法廷がEU法の規定の一部がポーランド憲法に反する決定を下したことについて、EU基金の拠出が遅れ、それによって2022年のGDP成長率が低下する場合、ポーランドの信用格付けに負の影響を与える可能性があるとして指摘した。それによると、EU基金の拠出の遅れは2021年のGDP成長率にはそれ程影響を与えないが、拠出の遅れが長期化した場合、2022年のGDP成長率はムーディーズが現在予測する4.5%から4%に減少する可能性があるという。なお、ムーディーズによる最新の信用格付けの発表は10月29日に予定されている。

22年は4.5%、2023年は3.4%と予測する。GDP成長率については、2021年は5.1%、2022年は4.7%、2023年は4.1%と予測する。また、失業率については、2021年は6%、2022年は5.6%、2023年は5.3%になると予測する。

国際通貨基金による経済見通し【12日～13日】

国際通貨基金(IMF)は、最新の世界経済見通しの中で、ポーランドのGDP成長率について、2021年については前回発表の4.6%から5.1%に予測を引き上げた。一方で、2022年については前回発表の5.2%から5.1%に予測を引き下げた。2021年の平均物価上昇率は4.4%で、年末には5.0%に達するものの、2022年は平均3.3%となり、同年末には2.6%に低下すると予測する。また、IMFによると、2020年の名目GDPの上位3カ国は米国(約20.89兆ドル)、中国(約14.87兆ドル)、日本(約5.05兆ドル)で、このランキングは2026年まで変わることはないと思われる。ポーランドは23位(約5,959億ドル)で、昨年22位から順位を落とした。

ポーランド中央銀行による経済見通し【11日】

ポーランド中央銀行は、消費者物価指数(CPI)、GDP成長率、失業率に関する予測を発表した。同発表によると、2021年のCPIは中央銀行のインフレ目標値の上限の3.5%以上で推移する見込みであり、2022年も同目標値を上回る可能性は80%という。CPI予測の中心シナリオでは、2021年は4.7%、20

ポーランド産業動向

鉄道ルート設計に対するCPK社との契約【12日】

CPK社は、鉄道ルートについて、今後8年以内に70億ズロチ相当の準備作業や設計を実施するため、そのフレームワークの手順を発表し、契約に向けて20の国内外の設計事務所を選出する予定である。この契約は、約1,000億ズロチかけて2034年までに建設する1,800kmの鉄道ルートを示すもので

あり、設計作業においては欧州最大の契約となる。入札はポーランド語と英語で同時に実施され、11月5日まで提出できる。アナリストは、この手続きにおいて、企業の経験やスタッフの能力が主要な基準になるという事実を高く評価している。また、契約条件については、作業をスピードアップするために追加報酬が支払われたり、柔軟な報酬形式(分割及び前払

い)があったり、関心のある企業にとっては合理的であるように思われる。専門家は、当該契約により同社は国民控訴院(KIO)への控訴リスクを排除するつもりであると指摘している。

サムスン、ポーランドで大型投資を検討【12日】

匿名の関係者は当地日刊紙に対し、韓国の大手家電メーカーであるサムスンがポーランドに対する大規模な投資を検討しており、洗濯機と回転式乾燥機の工場を建設する可能性があると言った。

中国系企業による物流ハブの開設【13日】

アリババグループのオンライン販売サービス会社であるアリエクスプレス社は、ポーランド初の独立した物流センターの運用を始めると発表した。これは中・東欧地域における同社最大のインフラ投資である。ウッチの近くにある同物流センターは合計1万平方メートルで、11月の光棍節(独身の日)に先立って操業を開始する予定である。これによりポーランド全

土に3日以内に商品が配達され、大都市においては複数の商品が翌日に届くとしている。このハブはチェコ、オーストリア、スロバキア及びドイツなど周辺の市場への提供にも利用される。

世界第4位のチョコレートの輸出国【13日】

13日、チョコレート・メーカーWedel が170周年を記念して発表した報告によると、ポーランドがドイツ、ベルギー、イタリアに次いで世界第4位のチョコレート輸出国であることが示された。ポーランドのチョコレートの海外売上高は約21億米ドルで、全世界輸出額の7.3%に当たる。パンデミックにもかかわらず国内外ともにチョコレート市場は成長しており、昨年末の全世界の輸出額は1,060億米ドルと推定され、Euromonitorによると、2025年までに約25%増の1,330億円に達すると予測されている。ポーランド市場の統計によると、国内のチョコレート産業は依然として非常に良好な状況である。

エネルギー・環境

電力の純輸出国としてのポーランド【12日】

本年8月、ポーランドは4年ぶりに電力の純輸出国となり(176GWh)、9月はさらに増加した(1324GWh)。欧州市場における大きなエネルギー需要はガスと石炭の価格の著しい上昇によるものである。1週間前にオランダの港では石炭価格が史上最大を記録するとともに、スペインやイタリアのエネルギー価格は1MWh当たりそれぞれ173ユーロ、227ユーロであるが、ポーランドではまだ88ユーロである。専門家は現在の輸出の機会は一時的なものと述べている。1月から9月の期間で見るとポーランドはエネルギーの純輸入国のままである。国内の多くの石炭燃料施設は延期されてきた改修作業をそろそろ実施しなければならず、国内市場のエネルギー需要により大量のエネルギーを輸出することはできなくなり、ポーランドのエネルギー分野にとって好ましい状況は長くは続かないと予想される。

欧州委員会、ポーランドに対し、トウルフ炭鉱に関する罰金の支払いを請求【11日～13日】

欧州委員会は、ポーランドに対し、トウルフ炭鉱の操業停止をしなかったとして、欧州司法裁判所(ECJ)が課した制裁金の支払い(1日50万ユーロ)を求めると発表した。ECJによると、罰金は、ポーランドが同炭鉱の操業停止を求められた5月21日から、炭鉱の操業停止をするまでの期間が対象となる。ポーランドは、数百万の家庭から電気を奪うことになることを理由に、炭鉱の操業停止を拒否しており、ECJに対しこの決定の取り消しを要求している。また、政府報道官は、同炭鉱を停止することは無いと断言し、

仮に財政的なペナルティが発生した場合、政府はそれを支払うと発言した。

EDF(仏)ポーランドにおける原子力発電所建設に関する提案を提出【13日】

13日、フランスの国営電力会社(EDF)は、ポーランド国内2～3か所に設備容量6.6～9.9GWの原子力発電所を4～6基建設する提案をポーランド政府に提出した。当該提案には、同社の欧州加圧水型原子炉(EPR、PWR加圧水型原子炉の第3世代)の設計・調達・建設が含まれている。同社のプレスリリースによると、EPRをベースにした計画は、ポーランドの産業界に大きな長期的成長の機会を提供するという。さらに、多くのポーランド企業を関与させ、現地産業の可能性と高度な職業の開発を支援することを目指しており、これにより、最大2万5千人の雇用が創出される見込みである。

エネルギー価格の高騰が企業を直撃【13日】

電力価格の高騰は、ポーランド企業の競争力を低下させている。9月の昼の電力加重平均価格は1MWhあたり465.70ズロチであった。これは、前月の価格と比較して20%以上の値上がり。また、前年同月と比較すると、91%も高騰している。電気コストが大きいエネルギー集約型の産業は、特に影響が大きく、電気代は、経済の主要部門における総コストの約0.9%を占めている。ポーランド経済研究所(PIE)によると、総コストに占める電気代の割合が最も大きいのは、取水・処理・供給に関連する産業(6.4%)である。また、金属(6.0%)や化学薬品・化学製品(4.7%)を製造する企業も多くの電力を消費している。

大使館からのお知らせ

長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意

最近、ドイツ以外のシェンゲン協定域内国に長期滞在を目的と申告した邦人が、経由地であるドイツでシェンゲン協定域内への入国審査を受ける際に入国管理当局から(1)最終滞在予定国の有効な滞在許可証、(2)ドイツ滞在法第4条のカテゴリーD査証(ナショナル・ビザ)、又は(3)同D査証に相当する滞在予定国の長期滞在査証の提示を求められ、これを所持していないために入国を拒否される事例が発生しております。

このため、現地に到着してからの滞在許可証取得を予定し、最初にドイツ入国を予定している場合には、注意が必要です。

ドイツ以外の国では同様の事例は発生しておりませんが、シェンゲン協定域内国での長期滞在を目的に渡航する場合には、滞在国及び経由国の入国審査、滞在許可制度の詳細につき、各国の政府観光局、我が国に存在する各国の大使館等に問い合わせるなどし、事前に確認するようにしてください。詳しくは下記リンク先を御覧ください。

http://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/oshirase_schengen_2.html

(注):シェンゲン協定とは、シェンゲン協定加盟国の域外から同加盟国域内に入る場合、最初に入域する国において入国審査が行われ、その後のシェンゲン協定域内の移動においては原則として入国審査が行われないといった協定です。

○シェンゲン協定域内国(2020年6月現在):26か国

アイスランド、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、リヒテンシュタイン

欧州でのテロ等に対する注意喚起

欧州では、「イラク・レバントのイスラム国」(ISIL)の台頭以降、一般市民等のソフトターゲットを標的としたテロが相次いで発生しており、今後も更なるテロの発生が懸念されます。

観光客やイベント等を標的とするテロに警戒する必要があることに加え、イベント等の警備のため手薄となった他の都市でのテロの実行も懸念されます。以上を踏まえ、以下のテロ対策をお願いします。

1 外務省が発出する海外安全情報及び現地報道等で最新の治安情勢等の関連情報の入手に努めるとともに、日頃から注意を怠らないようにする。

2 以下の場所がテロの標的となりやすいことを十分認識する。

観光施設、観光地周辺の道路、記念日・祝祭日等のイベント会場、レストラン、ホテル、ショッピング・モール、スーパーマーケット、ナイトクラブ、映画館等人が多く集まる施設、教会・モスク等宗教関係施設、公共交通機関、政府関連施設(特に軍、警察、治安関係施設)等。

3 上記2の場所を訪れる際には、周囲の状況に注意を払い、不審な人物や状況を察知したら速やかにその場を離れる、できるだけ滞在時間を短くする等の注意に加え、その場の状況に応じた安全確保に十分注意を払う。

4 現地当局の指示があればそれに従う。特にテロに遭遇してしまった場合には、警察官等の指示をよく聞き冷静に行動するように努める。

5 不測の事態の発生を念頭に、訪問先の出入口や非常口、避難の際の経路、隠れられる場所等についてあらかじめ入念に確認する。

詳しくは下記リンク先を御覧ください。

<http://www.anzen.mofa.go.jp/>

テロ・誘拐対策に関しては、以下も併せて参照してください。

(1)パンフレット「海外へ進出する日本人・企業のための爆弾テロ対策 Q&A」

(パンフレットは、https://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph_03.html に掲載。)

(2)パンフレット「海外旅行のテロ・誘拐対策」

(パンフレットは、http://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph_10.html に掲載。)

(3)ゴルゴ 13 の中堅・中小企業向け海外安全対策マニュアル

(マニュアルは、http://www.anzen.mofa.go.jp/anzen_info/golgo13xgaimusho.html に掲載)

6 テロの類型別留意事項は以下のとおりです。

【車両突入型テロ】

●ガードレールや街灯などの遮へい物がない歩道などでは危険が増すことを認識する。

●歩道を歩く際はできるだけ道路側から離れて歩く。

【爆弾、銃器を用いたテロ】

- 爆発や銃撃の音を聞いたら、その場に伏せるなど直ちに低い姿勢をとり、頑丈なものの陰に隠れる。
- 周囲を確認し、可能であれば、銃撃音等から離れるよう、低い姿勢を保ちつつ速やかに安全なところに退避する。閉鎖空間の場合、出入口に殺到すると将棋倒しなどの二次的な被害に遭うこともあるため、注意が必要。
- 爆発は複数回発生する可能性があるため、爆発後に様子を見に行かない。

【刃物を用いたテロ】

- 犯人との距離を取る。周囲にある物を使って攻撃から身を守る。

【イベント会場、空港等の屋内でのテロ】

- 不測の事態の発生を念頭に、出入口や非常口、避難の際の経路等についてあらかじめ入念に確認する。
- 会場への出入りに際しては、混雑のピークを外し、人混みを避ける。
- セキュリティが確保されていない会場の外側や出入口付近は危険であり、こうした場所での人混みや行列は避けるようにする。空港等では、人の立入りが容易な受付カウンター付近に不必要に近寄ったり長居したりすることはせず、セキュリティ・ゲートを速やかに通過する。
- 二次被害を防ぐため、周囲がパニック状態になっても冷静に行動するよう努める。

「在留届」の提出及び「たびレジ」への登録のお願い

3か月以上海外に滞在する方は在留届の提出を、3か月未満の場合は「たびレジ」への登録を必ず実施してください。共にオンラインでの提出・登録が可能です。渡航先の最新安全情報や、緊急時の大使館又は総領事館からの連絡を受け取ることができます。また、家族や友人、職場等に日程や渡航先での連絡先を伝えておくようにしてください。

また、「在留届」をご提出いただいた方におかれましては、ご帰国やお引っ越し、ご提出いただいた記載内容に変更があった場合には、「変更届」や「帰国・転出届」の提出をお忘れなくお手続き下さい。

下記リンク先から「在留届」の提出及び「たびレジ」に登録することができます。

(在留届) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

(たびレジ) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>

新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染が世界各地で報告されており、感染が報告された国々に渡航していた方を介して、感染が更に拡大する可能性があります。

ポーランドでも2020年3月4日に国内で初の同ウイルス感染者が認められて以降、感染者が増加し、同3月20日には、感染事態が宣言されました。同10月24日からポーランド全地域において、全ての公共の場でマスク等を着用して口及び鼻を覆う義務が生じているほか、公共交通機関では搭乗できる人数が制限され、商店等ではソーシャル・ディスタンスを取ることとなっています。幼稚園、保育園の活動に制限がありますが、各園で対応が異なりますので、詳細は幼稚園、保育園に個別に御照会ください。2021年2月27日から、公共の場で口及び鼻を覆う際は、マスクのみが認められ、スカーフやマフラー、フェイスガード等で口などを覆うことは認められなくなっています。現在、ポーランドでの感染状況は比較的落ち着いていますが、引き続きご注意ください。マスク着用義務を履行しない者に対する取締りが行われる可能性もありますので、ご注意ください。

ポーランド入国に際しては、新型コロナワクチンの接種証明の提示や「旅行者位置カード」への提出などが求められるところ、詳細な情報についてはポーランド外務省や国境警備隊をご確認いただくほか、当館HPにおいても仮訳を掲載しております。ただし、日本国政府は、ポーランドに対する感染症危険情報レベル3(渡航中止勧告)を発出しておりますので、ご注意ください。

最新情報を収集すると共に、手洗いうがいの励行、咳や発熱が認められる人に安易に近づかない等、感染予防に努めてください。また、同ウイルスの感染拡大に伴い、東洋人に対する風評被害が発生しているとの情報もあるところ、ポーランド国内で被害に遭われた場合は、発生場所、日時等を含む可能な限り詳細な情報を当館領事部に提供いただくようお願いいたします。

外務省は本件に関し、広域情報を発出いたしました。在留届を提出した方及び「たびレジ」へ登録している方には既にメールが配信されております。最新情報は、下記リンク先で御確認ください。

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

領事部連絡先

Eメール: cons@wr.mofa.go.jp

マイナンバーカード取得のお願い

マイナンバーカードは、安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤で、多様化・拡大する様々な手続・サービスを個人が広く利用できるようにするために不可欠な本人確認ツールです。

マイナンバーカードは、マイナンバーが記載された顔写真入り・ICチップ付きのカードで、役所に行かなくても日本国内のコンビニエンスストアで住民票の写しや課税証明書など各種の証明書を取得できるなど様々な利点があり、2021年から一部の医療機関で健康保険証としても使えるようになっています。

現時点では、日本国内に住民登録のない海外居住者は、マイナンバーカード及び電子証明書を取得・利用することはできませんが、令和6年中に海外居住者もマイナンバーカード等の利用・取得・更新ができるようになる見込みで、現在、在外公館におけるマイナンバーカードの交付等の方法も検討されています。

マイナンバーカードの交付手数料は無料です。今後は、市区町村の申請窓口が混み合うことが予想されますので、帰国後速やかに取得申請を行って頂くよう、お願い申し上げます。

年金受給者の現況届提出について

海外に居住している年金受給者は、年金の支給を引き続き受けるために、毎年、現況届に在留証明書等の生存確認ができる書類を添えて、日本年金機構(以下「機構」という。)へ提出いただく必要があります。しかし、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の影響によって郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者については、提出期限までに現況届を機構に提出することや機構から現況届様式を送付することができなくなっています。

このため、郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者(提出期限が令和2年2月末日以降である者)については、それぞれの国・地域において郵便の受付が再開された3か月後までの間は、現況届の提出がなくても年金の支払いを継続する取扱いになりました。詳細については、下記リンク先を御確認いただくか、日本年金機構のねんきんダイヤルにお問い合わせください。

ねんきんダイヤル: (81)3-6700-1165

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2020/202006/2020061001.html>

特例郵便等投票について

今次第204回通常国会において、「特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律」が成立し、6月18日に公布(同法律施行令及び同法律施行規則も同日公布)されました。これにより、新型コロナウイルス感染症で宿泊・自宅療養等をしており、かつ、一定の要件に該当する方は、令和3年6月23日以後、その期日を公示又は告示される選挙から「特例郵便等投票」が可能になりました。在外選挙人名簿に登録されている方につきましても、帰国中に新型コロナウイルス感染症により宿泊・自宅療養等を行い、かつ、一定の要件に該当する場合は、「特例郵便等投票」の対象になります(ただし、衆議院議員又は参議院議員の選挙における投票に限ります)。詳細につきましては、下記リンク先をご参照ください

外務省HP: https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/ov/page23_003459.html

総務省HP: https://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/news/tokurei_yuubin.html

第49回衆議院議員総選挙における在外投票の実施について

第49回衆議院議員総選挙の在外投票が行われる予定です。投票方法として、「在外公館投票」、「郵便等投票」、「日本国内における投票」のうちのいずれかを選択して投票することができます。当館においては、10月20日(水)から10月23日(土)までの期間で、在外公館投票を行う予定です。投票時間は、午前9時30分から午後5時までです。持参すべき書類は、在外選挙人証と旅券等の身分証明書となります。

当国では、新型コロナウイルス感染症対策により、密室など限られた空間におけるマスク着用義務などの制限措置が執られておりますので、ご注意ください。今後、感染拡大の状況によっては、10月20日(水)から当館で予定されている在外公館投票に来ていただくことが困難になる状況も十分に生じ得ます。

詳細につきましては、下記リンク先をご参照下さい。

当館HP: <https://www.pl.emb-japan.go.jp/files/100247222.pdf>

【お知らせ】大使館広報文化センター開館時間

平日 9:00 - 12:30、13:30 - 17:00

7月5日(月)から、広報文化センターへの入館を再開しています。新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、ご来館の際には所定の衛生条件に従っていただきますようお願い申し上げます。

問合せ先: 在ポーランド日本大使館広報文化センター(電話: 22-584-73 00、Eメール: info-cul@wr.mofa.go.jp、住所: Al. Ujazdowskie 51、Warszawa)

文化行事・大使館関連行事

【開催中】日本の浮世絵展「北斎 旅の途中で・・・」【8月13日(金)～12月5日(日)】

クラクフ国立博物館において、日本の浮世絵展「北斎 旅の途中で・・・」が開催されます。入場は有料です。

開催場所: クラクフ市、Muzeum Narodowe w Krakowie, al. 3 Maja 1

詳細: <https://mnk.pl/wystawy/hokusai-wedrujac>

【予定】展覧会「尽きない紙。越前和紙」【2021年10月26日(火)～2022年2月23日(日)】

クラクフの日本美術技術博物館Mangghaにて、展覧会「尽きない紙。越前和紙」が開催されます。越前和紙の歴史や作品等を紹介する展覧会です。入場は有料です。

開催場所: クラクフ市、Muzeum Sztuki i Techniki Japońskiej Manggha, Marii Konopnickiej 26, 30-302 Kraków

詳細: <https://manggha.pl/wystawa/niewyczerpany-papier>

本資料は、ポーランドの政治・社会情勢を中心に、各種報道をとりまとめたものです。

報道をベースにしておりますので、記載事項の信頼性については責任を負いかねます。

記載事項は在ポーランド日本国大使館の見解を示すものではなく、特定の団体・個人の利益を代表するものではありません。

皆様からの情報提供をお待ちしています

大使館では、読者の皆様に幅広くポーランドの情報をお伝えするため、皆様からの情報をお待ちしています。社会・生活情報やお勧めのイベント、困ったことなど、皆様に伝えたいと思われる情報があれば、下記のアドレスまで御連絡ください。(営利目的など、内容によっては対応できかねる場合もありますので御了承ください。)

【お問い合わせ・配信登録】

本資料は、ポーランドに関心のある方であれば誰でも受け取ることができます。「新たに配信を受けたい」、「送付先Eメールアドレスを変更したい」、「配信を停止したい」等の依頼につきましては、下記のEメールアドレスまで御連絡ください。大使館ウェブサイト(http://www.pl.emb-japan.go.jp/index_j.htm)も併せて御覧ください。

本資料に関する問い合わせ E メールアドレス(newsmail@wr.mofa.go.jp)